

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|-------------|--|------|-----|
| No | 8 | 府省庁名 | 金融庁 |
| 対象税目 | <u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 生命保険料控除制度の拡充 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生命保険料控除制度は、所得税額・個人住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能となるもの。 生命保険料控除制度における地方税法上の所得控除限度額については、一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険について各々2.8万円となっており、全体の控除限度額は7万円となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を3.5万円とすること。</p> | | |
| <u>関係条文</u> | <p>地方税法第34条第1項第5号、第314条の2第1項第5号 所得税法第76条</p> | | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] ▲32,000 (▲155,800) [平年度] ▲32,000 (▲155,800) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p> | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ライフスタイルの変化により、生命保険のカバーする領域は広がっており、国民一人ひとりがそれぞれのニーズに沿った多様な生活保障の準備を選択的に行うことが求められているため、国民が安心できる生活保障の水準を確保していくことが重要。 このため、国民の生活保障の充実を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充する必要がある。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | なし | | |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 |
| | 政策の達成目標 | 個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置とする。 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標と同じ。 |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <p>約 4,092 万人</p> <p>※ 令和元年民間給与所得者数^(注) 4,717 万人 うち生命保険料控除適用者数 3,439 万人 (73.0%) → 制度拡充後 (見込) 3,571 万人 (75.8%) (注) 年末調整対象者のみ</p> <p>令和元年申告所得者数 631 万人 うち生命保険料控除適用者数 501 万人 (79.5%) → 制度拡充後 (見込) 521 万人 (82.6%) (出典：国税庁「令和元年分民間給与実態統計調査」及び「令和元年分申告所得税標本調査」)</p> |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |

要望の措置の
妥当性

国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額に比べて6割程度に留まっている^(※)。

このため、今後、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものと考えられる。

本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。

(※) 遺族の生活資金の備えとして必要と考える死亡保険金額と実際の加入金額

| | 男性 | | 女性 | |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 必要な保障 金額 (平均) | 実際の加入 金額 (平均) | 必要な保障 金額 (平均) | 実際の加入 金額 (平均) |
| 全体 | 3,108 万円 | 1,866 万円 | 1,444 万円 | 801 万円 |
| 20 歳代 | 2,751 万円 | 1,330 万円 | 1,494 万円 | 735 万円 |
| 30 歳代 | 4,010 万円 | 2,331 万円 | 2,013 万円 | 1,013 万円 |
| 40 歳代 | 3,527 万円 | 2,205 万円 | 1,618 万円 | 818 万円 |
| 50 歳代 | 3,248 万円 | 1,992 万円 | 1,264 万円 | 824 万円 |
| 60 歳代 | 1,988 万円 | 1,192 万円 | 1,064 万円 | 655 万円 |

(出典：生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」)

税負担軽減措置等の
適用実績

【給与所得者数に占める割合^(※) (%)】

| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 一般生命 | 75.0 | 74.3 | 74.0 | 74.2 | 73.5 | 73.5 |
| 介護医療 | 36.9 | 41.8 | 47.5 | 51.3 | 50.0 | 53.0 |
| 個人年金 | 16.4 | 16.7 | 17.1 | 17.9 | 17.8 | 17.6 |
| 全体 | 76.8 | 76.6 | 76.5 | 77.2 | 76.7 | 77.2 |

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

【一人当たりの保険料控除額^(※) (万円)】

| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 一般生命 | 4.3 | 4.2 | 4.1 | 4.0 | 3.9 | 3.9 |
| 介護医療 | 2.6 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.0 | 3.1 |
| 個人年金 | 4.5 | 4.5 | 4.4 | 4.4 | 4.3 | 4.3 |
| 全体 | 6.4 | 6.5 | 6.7 | 6.8 | 6.7 | 6.7 |

(出典：国税庁「民間給与実態統計調査」)

※納税者を対象として算定

「地方税における
税負担軽減措置等
の適用状況等に
関する報告書」に
おける適用実績

—

民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約7割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答^(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。

(※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果

| 質問 | 回答 | 回答割合 |
|--|-----------------------|-------|
| 仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。 | 新規加入・増額をしたい | 11.4% |
| | 新規加入・増額を前向きに検討したい | 27.3% |
| | 新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい | 28.8% |

(出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2021」)

生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の達成目標

少子高齢化の急速な進展等に応じた社会保障制度の見直しに対応し、国民の自助努力による生活保障を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

—

これまでの要望経緯

平成24年に一般生命・介護医療・個人年金の3つの控除からなる制度に改組された（平成23年までは生命・個人年金の2つの控除）。
本要望については、平成27年度税制改正より継続して要望している。